

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話 (243) 0141

21年3月29日

足を踏み出すことで元気が出る！ 各地域で拡大統一行動 実施

石山支部

3月20日、石山支部が宣伝行動を行ない3名が参加しました。残念なことに閉まっている店舗が多く対話は4件でした。

粟山商店街で美容業経営のAさんは「売上は下がっているがコロナの影響なのか自分の経営の問題なのか分からない。」Aさんに国保減免の話をする、「そんな制度がある事は知らなかった。申告は終わっているのですが去年と比較してみる」と話し、また石山商店街で美容業経営のBさんは「売上は大きくはないが、減少していることは間違いない。給付金などはよく聞か、国保の減免は知らなかった」と話すなど、減免制度があまり知られていない実態が分かりました。対話ができた店舗にはコロナ署名をお願いし、快く協力してくれました。

北東ブロック

21日は北東ブロックで統一行動。7名が参加しました。組をつくり、山ノ下・太平洋地域と旧7号線沿の商店街などで宣伝行動を行ないました。休日のため閉めている店が多く、対話はあまりできませんでした。200件の店舗にチラシを入れました。

米山支部

22日は米山支部で宣伝行動。4名が参加し米山地域を訪問。ほとんどの訪問先で話を聞いてくれました。



した。中には「業者仲間（民商会員）からよく民商の話は聞いている」などの話も。

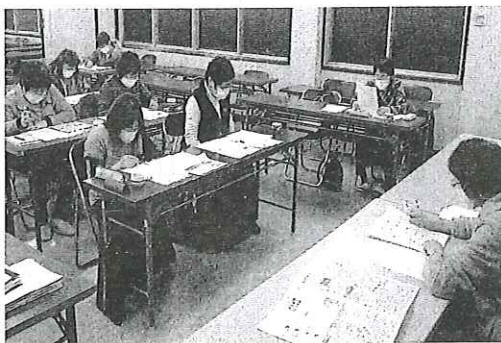
参加した役員は「自分たちも新鮮な気持ちになれる」「他の業者を訪問し話を聞くことは自分のためにもなる」「複数で行動するといろんな観点から見る事ができる」など感想を述べました。

日程

- ・第5回常任理事会 3月30日
- ・消費税各界連宣伝行動 4月1日
- ※4月3日は代休のため事務所は休みとなります

就学援助制度を活用し、改悪を止めよう！ 就学援助説明会

19日に民商会館で就学援助説明会を開催しました。講師は就学援助をよくする連絡会の鈴木知子さんです。



鈴木さんは「就学援助とは憲法26条の教育権にもとづいて、経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒に対して学用品等の援助を行う制度。予算は国が半分、市町村が半分で支給内容や周知の方法も自治体で違う。新潟市は市民運動で築いた全国トップレベルの就学援助制度。1975年に新潟市で初めて革新の川上市長が誕生し「人間を大切にすることがすべての根源である」とし教育予算の増額がされた。市民の要求が市政に取り入れられ市政が身近に。これまで市民の運動で保護者全員への就学援助についてのお知らせの配布、お知らせ文の改善、入学前の支給など実現してきた」と就学援助の運動について話しました。

よくする連絡会は、2月に新潟市議会に対し認定基準の引き下げ中止を求めて陳情書を提出しました。しかし、文教経済委員会で不採択に。認定基準の引き下げで就学援助を受けられない、または階層が変わり支給率が減るなど多くの児童及び生徒の家庭に影響が出ると予想されます。

参加者からは「就学援助で助けられた」「給食は食育だから給食費は無償だよ」などの意見が出されました。就学援助の内容や市民の運動で築かれたことなどについて知る良い機会となりました。

今回は夜の開催でしたが23日は昼からの開催で予定しています。



支部で2ヶ所の返却集会を開催 配布体制なども話し合う「亀田支部」

亀田支部では3月17日に、税務署の收受印が押印された受付書と申告書控の返却集会を開催。旧亀田町と旧横越町（亀田5班）の2ヶ所で行ないました。

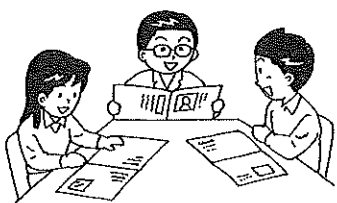
旧横越地域の亀田5班では、長年に渡って支部役員を務めてこられたTさんが廃業によって退会する事に。みんながTさんのこれまでの苦労を労いながら、今後の班体制について議論しました。

「この人とこの人で新しい組が作れるのでは？」「この人は高齢だから俺が

配布・集金の面倒を見るよ」など活発な討論に。Tさんが専任で配布・集金してきた組の再編成も無事に決まり、配布・集金のポスト卸しなどは婦人部支部長の山本美幸さんが引き受けることとなりました。

旧亀田地域の返却集会には15名が参加。黒井誠支部長と支部役員の吉田勇さんが参加者全員に宣伝紙とチラシを手渡し「仲間を増やそう」と訴えました。

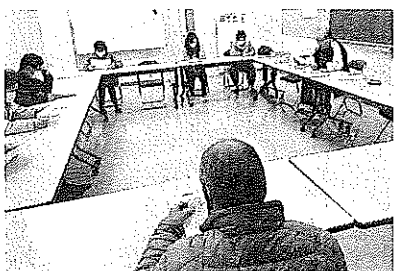
また返却集会の前に黒井支部長と渡部・松本両副会長で地域の飲食店への訪問行動も行ないました。



返却会で調査やインボイスが話題に 「周りに知らせよう」「山潟支部」

山潟支部では16日に申告書控返却のための集会が行なわれて参加は13名。ほとんどの統一行動参加者が参加しました。

参加者が集まったところで、申告書控の氏名や收受印の確認をしてもらい書類を返却。その後には渡辺支部長からは「確定申告提出後の税務署からの何ら法的根拠のない来署依頼や文書提出依頼については注意すること」や「民商作製の税務調査事前通知チェック表の重要性」、「消費税非課税業者締め出しを狙い2年後に施行予定のインボイス制度の危険性と仕組み」などの説明がされ、参加者は興味深く最後まで聞き入っていました。



まだまだ会外では、このような情報は知られていないだろうと、用意された民商チラシを積極的に配り周知しようとの発言もされていました。

今年度の国保料・介保料なども減免対象に 民商・全商連の運動の成果が実る

今年も国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の新型コロナウイルス関連減免制度が引き続き行われることとなりました。

減免の要件は今年の年間の事業収入（売上）が昨年と比較して30%以上減少する見込みであれば保険料の減免が受けられることとなります。

昨年の申告所得が300万円以下であれば全額、300万円以上400万円以下でも80%が免除されることとなります（所得に応じて保険料の減免額が変わります）。ただし昨年の所得が1千万円を超えている人は対象外です。

また対象となるのは「世帯の主たる生計維持者」となっており、世帯主以外の収入でも減免されます。

注意事項

昨年度の申告所得が0もしくはマイナスの申告をされている方は対象外となっています。これは減免額の計算式に欠陥があることが原因です。国に計算式の見直しを求めるとともに、新潟市に救済措置を取らせるよう声を上げていきましょう。

相談会でみんな集まって話し合い 新型コロナウイルス対策制度を活用しよう

| 対象地域 | 日 時 | 会 場 |
|-------|---------------|--------|
| 東区・北区 | 3月30日（火）午後2時～ | 新商連会館 |
| 中央区 | 4月 5日（月）午後1時～ | 新潟民商会館 |
| 亀田支部 | 4月 2日（金）午後6時～ | 亀田市民会館 |
| 駅前支部 | 4月 6日（火）午後2時～ | スナック嵯峨 |